

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

第九十五号
一九六五年
十一月三十日

| 目次 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第五百十九号) | 1 |
| 琉球育英会法施行規則の一部を改正する規則(規則第一百六十号) | 4 |
| 告示 | |
| 統彌禁止区域の設置について(告示第三百六十六号) | 4 |
| 建設工事執行規程の一部を改正する告示(告示第三百六十七号) | 5 |
| 中央教育委員会事項 | |
| 教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則(中教委規則第二十五号) | 6 |
| 教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則(中教委規則第二十六号) | 12 |
| 教育職員免許に関する細則の一部を改正する規則(中教委規則第二十七号) | 12 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 教育職員免許状の授与について(中教委告示第五十三号) | 16 |
| 琉球電信電話事項 | |
| 第四回電信電話債券の発行について(琉電電公社公示第七号) | 17 |
| 公告 | |
| 土地建物取引業者の営業保証金還付について | 18 |
| 労災保険指定医療機関の指定について | 18 |
| 機船多良間丸乗揚事件 | 18 |
| 正誤 | |
| 一般海岸局の一括呼出しを行なう時刻及び周波数について中訂正 | 20 |

規則

規則第五百十九号
戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六五年十一月三十日
行政主席 松岡政保

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(帳簿の保存)

第八条 戸籍簿及び除籍簿は、施錠のある耐火性の書箱または倉庫に蔵めてその保管を厳重にしなければならない。

第九条を次のように改める。

(帳簿の滅失)

第九条 戸籍簿または除籍簿の全部または一部が滅失したときは、市町村長は、遅滞なく、その事由年月日帳簿の名称、冊数その他必要な事項を記載し、法務支局に申報しなければならない。

2 法務支局が前項の申報を受けたときは、必要な調査をした後、その再製または補充の方法を具し、法務局長に具申しなければならない。

第五十八条第一号を次のように改める。

一 別表に掲げる漢字

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

附録目次の前に次の別表を加える。

別表

当用漢字表

(注) 括弧内は従前の字体を表示したものであり、人名用としていづれを用いてもよい。

ア 亜(亞) 愛(哀) 惡(惡) 握(握) 安(案) 暗

| | | | | | | |
|--|----------------------|--|--|--|--|--|
| <p>以衣困位医委胃移異意遺(遠) 依威尉偉為(爲) 達(遠) 維獻緯域 育一宅逸(逸) 幸引印因員院飲(飲) 姻陰隱韻</p> | <p>雨字羽(羽) 運(運) 雲</p> | <p>永泳英榮當衛(衛) 映詠影錫(鏡) 易益(益) 液厭疫悅(悅) 越謁 (謁) 閩蘭(蘭) 田延(延) 塩遠遠(遠) 演園沿(沿) 炎宴煙煙 (煙) 援(援) 鉛(鉛) 綠綠(綠)</p> | <p>汚王央往皇橫(橫) 応(應) 黄(黃) 押歐殿翁翁(翁) 奧(奧) 桜 (桜) 冲屋億億(億) 乙御音恩温温(温) 櫻</p> | <p>火化加可假何果河花科夏家荷貨過(過) 歌個(個) 課佳架華菓 暇嫁禍(禍) 箇寡蚊我買芽雅雅(雅) 会回快改界海(海) 械 開階給解介介(介) 戒怪皆悔(悔) 塊懷(懷) 壞(壞) 貝 外害(害) 効慨(慨) 該概(概) 街各角画(画) 革格極極 寬核郭隔(隔) 較閣濶濶(濶) 額岳掛活括制(制) 割 渴(渴) 滑轄(轄) 且株刈刊完官寒(寒) 間(間) 幹感勸 慣漢(漢) 管閩飲館(館) 觀干甘汗肝卷(卷) 冠看勸陷陷 買乾患換喚棺閑敗堪款監覽(覽) 憾緩(緩) 環(環) 還(還) 簡鑑鑑岸岩眼頭(頭) 願丸合</p> | <p>己希汽季紀氣(氣) 記起(起) 基羈(羈) 寄規喜期貴旗器(器) 命 機企危机忌奇岐折(折) 軌鬼既(既) 飢(飢) 撰棋棄機輝騎 技義疑購宜欺偽(偽) 戲(戲) 儀擬菊吉詰喫(喫) 客却脚逆 (逆) 肅(肅) 九久旧休求究急(急) 宮級救球給弓及丘吸朽 泣糾鷄牛去居等許巨拒虛(虛) 距拋魚漁御共供京協教(教) 強 境橋鏡鏡凶凶狂况享峽(峽) 恐恭恭(恭) 脊胸鄉(鄉) 驚響 (響) 行業仰擬曉(曉) 曲局極玉五(五) 均金勤(勤) 禁 斤齒筋琴緊謹(謹) 銀吟</p> | <p>区何苦駭具愚空偶邊(邊) 屈捆繰君訓懲(懲) 勳(勳) 軍郡群 下兇形系係型計敬景經輕刑徑莖契(契) 啓(啓) 惠(惠) 揭 (揭) 傾携繼慶惡驚驚(驚) 共(共) 迎(迎) 鯨劇激擊(擊) 欠血決結潔(潔) 傑穴月大件見券(券) 研建兼(兼) 健補極極 (極) 限(限) 險(險) 檢(檢) 驗(驗) 肩軒堅圍(圍)</p> |
|--|----------------------|--|--|--|--|--|

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>獻遺(遺) 儉(儉) 賢劍(劍) 謀(謀) 顯(顯) 藹懸元 言限原現滅敵(敵) 幻玄玄源 戸(戸) 古固故個庫湖呼枯孤孤雁詩鼓韻(韻) 五午後語誤(誤) 護互具(具) 娛(娛) 悟暮口工公功交光后向考孝効幸厚校耕(耕) 航候高康港(港) 鉅構(構) 瓜(瓜) 廣(廣) 興講(講) 孔巧甲江 好抗抗攻恒(恒) 拘肯荒郊降香候貢紅控慌項絞硬醇綱稿鋼購(購) 衡合号拷剛豪告(告) 谷國(國) 黑(黑) 穀(穀) 克刻酷 獄骨込(込) 今根混因恨婚紺紺魂懇懇</p> | <p>左查(查) 差佐砂陵詐鎖(鎖) 座才再災妻採(採) 菜(菜) 祭細最 濟際碎(碎) 宰裁彩(彩) 斎裁催債載歲(歲) 在材財罪作昨策削(削) 寮詐錯擇映(映) 刷殺察冊(冊) 札擦擦雜(雜) 三山參蚤散産(産) 算贊酸慘殘暫</p> | <p>士子支止氏仕史司四市示死至志私私使始始指師紙爾視(視) 詞詩 試資(資) 旨伺枝刺姿(姿) 祉(祉) 施脂紫嗣嗣(嗣) 雌誌賜諸 (諸) 字寺次次(次) 耳自似事治兒(兒) 持時時恃慈滋滋式識七 失室質疾執漆漆(漆) 美芝写車舍(舍) 社(社) 對者(者) 射教拾 (拾) 斜(斜) 煮邪借積勺(勺) 尺厨(厨) 弱弱(弱) 若殺手主守取 首酒種朱狩珠殊趣受授需需壽(壽) 樹州収(収) 周(周) 秋修習 (習) 週(週) 衆終(終) 就集囚舟秀臭(臭) 愁酬(酬) 醜製十住拾 重從(從) 充柔鏡波(波) 縱(縱) 獸(獸) 祝(祝) 宿叔淑爾縮熱 出述(述) 術術(術) 春後瞬(瞬) 純順準旬巡(巡) 眉殉准循潤遵(遵) 如初所(所) 書署(署) 諸(諸) 庶署(署) 緒(緒) 女助序除如徐 叙叙(叙) 少少招承承消(消) 稱唱商章象勝(勝) 証照實燒(燒) 升召 匠抄床肖(肖) 松界沼涉(涉) 笑症訟將(將) 祥祥(祥) 晶粧相聲韶 硝(硝) 焦傷詳障彰獎獎(獎) 衝礁價鐘上狀(狀) 乘(乘) 常情(情) 糸條(條) 揚丈元城淨(淨) 刺(刺) 燕錠錠(錠) 疊疊(疊) 讓(讓) 讓(讓) 色食植織織殖殖觸觸觸辱辱心申巨新身信真(真) 神(神) 深森 進(進) 親伸辛侵(侵) 振針浸浸振神診慎(慎) 覆(覆) 覆(覆) 覆(覆) 覆(覆) 覆(覆) 迅(迅) 陣尋(尋) 尽(盡)</p> | <p>因水推吹吹至帥衰(衰) 睡睡(睡) 遂(遂) 粹(粹) 醉(醉) 舞隨 隨數極極寸 飲瀨(瀨) 是生世正西成声制性膏(膏) 政省星清(清) 晴(晴) 勢 聖(聖) 精(精) 製誠靜(靜) 整井征姓性盛(盛) 婿婿請請(請) 稅</p> |
|---|---|--|--|

| | | | | | | | | |
|--------------------------|--------------|--|--|------------------------|--|--|--|---|
| ニ | ナ | ト | テ | ツ | チ | フ | ソ | セ |
| 二式尼肉日入乳(乳) 尿人任認(認) 妊忍(忍) | 内(内) 南難(難) 軟 | 徒都(都) 斗吐途(途) 渡塗土努度奴怒刀冬(冬) 当投東島討党湯登等答統燈頭豆到倒凍唐(唐) 桃逃(逃) 透(透) 陶悼痘筒塔盜(盜) 稻(稻) 隨糖(糖) 騰騰(騰) 同動堂童働道(道) 銅導(導) 嗣峠特得德(德) 匪督篤毒(毒) 独詭突(突) 屈豚鈍餐 | 丁低弟定底庭停提程呈(呈) 廷邸抵帝訂員憑提艇締的敵適(適) 笛摘滴鉄送(送) 哲撤徹天典店点展転(轉) 添田伝(傳) 電殿 | 津追(追) 对壁(壁) 通(通) 痛坪(坪) | 地池知置值助致痴運(運) 稚竹築逐(逐) 畜蓄秩室茶着觸中虫忠注柱屋(屋) 仲由抽衷駐鑄(鑄) 貯著(著) 町長帳帳馬朝陽調(調) 再兆頂彫(彫) 超眼眺徹(徹) 潮澄澄(澄) 聰聰(聰) 斤(斤) 廳直勅買沈珍朕(朕) 陳(陳) 鎮(鎮) | 大他多打妥(女) 情墮体对待退(退) 帶(帶) 隊(隊) 貸賬耐胎忘泰速(速) 袋替滯(滯) 大第代台題瀧宅沢沢拓拓卓託諾濁但達(達) 脱(脱) 暮炭單(單) 短丹担胆探淡端嘆(嘆) 誕(誕) 鍛男断団(團) 談段暖(暖) 彈(彈) 壇 | 祖(祖) 素組阻粗措疎訴盟礎早走宗争(争) 草相倉送(送) 創想総双壯(壯) 奏桑莊(莊) 掃(掃) 巢(巢) 窓喪搜(搜) 葬裝(葬) 僧(僧) 遣(遣) 履(履) 機爆羅羅(羅) 造(造) 像増(増) 藏(藏) 僧(僧) 贈(贈) 贈(贈) 足則息側測速(速) 束促即(即) 俗族厲繞賊(賊) 卒率(率) 存村孫尊(尊) 損 | (稅) 夕赤赤磨實績斤析昔隻借跡籍切折接設雪(雪) 説(説) 説(説) 節(節) 拙切棋(棋) 舌絶(絶) 千川先宜淺専(専) 船(船) 銭線戦(戦) 選(選) 占洗染泉扇(扇) 旋踐銃潛邊(邊) 薦鮮織(織) 全(全) 前(前) 善然漸禪(禪) 緒 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------|--------|--------------|---------------------------------|---|---|---|--|---|--------|--------|
| モ | メ | ム | ミ | マ | ホ | ヘ | フ | ヒ | ハ | ノ | ネ |
| 茂模毛盲耗(耗) 猛網木目黙(黙) 門問紋刃 | 名命明迷(迷) 盟鳴銘滅面綿免 | 務無矛夢霧娘 | 未味魅密脈(脈) 妙民眠 | 麻(麻) 摩(摩) 魔(魔) 每(每) 妹枚埋腰暮又末万瀟漫慢 | 邦(邦) 芳宝拳抱(抱) 胞(胞) 峰砲(砲) 傲崩(崩) 訪鮑(鮑) 縫(縫) 防望(望) 買暴亡亡忙冒妨忘房(房) 剖肪某帽(帽) 傍棒紡謀靡北牧撲墨(墨) 没(没) 本奔翻(翻) 凡盆 | 平(平) 兵陸内(内) 並併柄(柄) 閉弊(弊) 帶(帶) 米靡壁別辺返返(返) 交編片偏遍(遍) 弁便勉 | 不夫交付布府負富婦(婦) 扶附赴浮(浮) 普符腐佈敷(敷) 膚賦譜(譜) 武部侮(侮) 舞風封服(服) 副復複福(福) 伏幅腹覆(覆) 払拂(払) 佛仏佛(佛) 物分紛奮粉憤墳墳文聞 | 比皮否肥非飛悲費妃彼批卑秘(秘) 被疲碑罷避(避) 美備鼻(鼻) 尾微(微) 匹必筆必姬(姬) 百表水倭票評(評) 標漂秒病苗描品貧浜濱敏(敏) | 波派(派) 破馬婆拜(拜) 配(配) 敗杯肺背排排羅靡倍買売(売) 培梅(梅) 陪媒賠白博(博) 伯拍迫(迫) 泊舶薄(薄) 麦爆縛(縛) 箱烟八笈髮(髮) 伐拔(拔) 罰閏反半(半) 犯判(判) 坂板飯(飯) 帆伴(伴) 班畔(畔) 般販煩煩煩繁(繁) 藩番晚盪盤 | 寧熱年念燃粘 | 納能農惱腦濃 |

| | |
|---|--|
| ヤ | 夜野矢役訳葉(葉) 羅(躍) |
| ユ | 油輪(輸) 愉諭(諭) 唯友右由有勇(勇) 遊(遊) 郵幽雄裕猶 (猶) 誘優融憂 |
| ヨ | 予余預与(與) 普用洋要(要) 容葉陽樣(樣) 養曜(曜) 羊幼庸揚 溶腰揺(揺) 窯踊謡(謡) 擁浴欲抑翌(翌) 翼翌(翌) |
| ラ | 裸来(来) 雷頼(頼) 落絡酪卵乱蓋欄(欄) 覽覽(覽) |
| リ | 利里理吏痢履離裏陸立律率(率) 略流留柳粒陸(陸) 硫旅(旅) 虜 慮阿良料量領了涼獺陟儉寮療瘴力緑(緑) 林輪臨厘倫隣 |
| ル | 類(類) 涙(淚) 累星(星) |
| レ | 令礼冷例劬零鈴靈(靈) 諫諭麗歴(歴) 曆(曆) 列劣烈裂連(連) 練(練) 恋廉(廉) 鍊(鍊) |
| ロ | 路炉(炉) 露老勞浪朗(朗) 郎(郎) 廊(廊) 楼漏六録(録) 論 |
| ワ | 和話贈感腕灣 |

規則第六十号

琉球育英会法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六五年十一月三十日

行政主席 松 岡 政 保

琉球育英会法施行規則の一部を改正する規則

琉球育英会法施行規則(一九五三年規則第三十九号)の一部を次のように改

正する

第九条を次のように改める。

第九条 本規則による登記は、会長又は理事長の申請によって行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第三百六十六号

狩猟法(一九五三年立法第八十号)第十一条の規定に基づき、宮古島大野山林銃猟禁止区域を次のとおり設置する。

一九六五年十一月三十日

行政主席 松 岡 政 保

一 名称 大野山林銃猟禁止区域

二 区域 亜熱帯植物園施設区域及び官行造林地域並びに私有地を含む大野山林内(別図のとおり)

三 面積 亜熱帯植物園施設区域八・二〇HA

森林公園予定地域 八七・八六〇

官行造林地 八二・二二〇

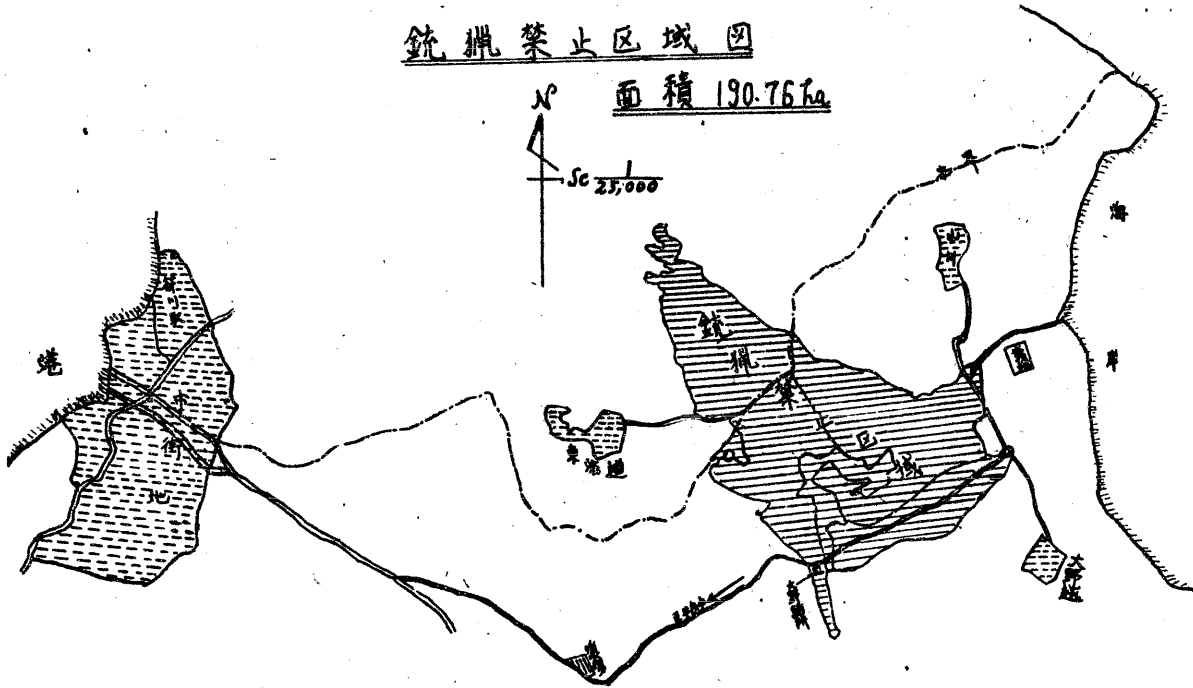
私有地 一一・五〇〇

計 一九〇・七八〇

四 期間 告示の日から十年間、ただし、期間満了後実状に応じ更新することができ。

銃携禁止区域図

面積 190.76ha



告示第三百六十七号

建設工事執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

一九六五年十一月三十日

行政主席 松岡政保

建設工事執行規程の一部を改正する告示

建設工事執行規程の一部を改正する告示建設工事執行規程(一九五七年告示第百十三号)の二條を次のように改正する。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式

竣工届

1 工事名

1 工事場所

1 請負代金額

1 工期 自 年月日 至 年月日

1 竣工年月日 年月日

上記のとおり竣工したので契約書第22条第1項の規定に基づきお届けします。

琉球政府 局

支出負担行為担当官 殿

住所

氏名

第十五号様式(表)第二十八条第三項を次のように改める。

3 前項の違約金は、乙の遅延日数1日につき次のとおりとする。

1 5万ドル未満の工事については、請負代金額(既に引き渡した部分がある場合には、当該部分に対する請負代金額を控除した額)の0.06%とする。ただし5万ドル未満の工事で、1日の違約金が25ドルを超過する場合には、その超過額は切捨てるものとする。

2 5万ドル以上の工事については、請負代金額(既に引き渡した部分がある場合には、当該部分に対する請負代金額を控除した額)の0.05%とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示施行の際現に契約履行中のものについては、従来の条項の適用とする。

中央教育委員会事項

中央教育委員会規則第二十五号

教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六五年十一月三十日

中央教育委員会

教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行規則(一九五九年中央教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表以外の部分中「又は仮免許状」を削り、同条の表中備考以外の部分を次のように改める。

| 科目の区分 | 免許状の種類 | |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| | 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状 | 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状 |
| 一般教育 | 最低修得単位数 | 最低修得単位数 |
| 人文科学に関する科目(音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。) | 二 | 六 |
| 自然科学に関する科目 | 二 | 六 |
| 社会科学に関する科目 | 二 | 六 |
| 計 | 三六 | 一八 |

第二条を次のように改める。

第二条 免許法第五条別表第一に規定する小学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、一級普通免許状の授与を受ける場合にあっては、小学校の八教科に関する専門科目について、それぞれ二単位以上を、二級普通免許状の授与を受ける場合にあっては、小学校の教科のうち四以上の教科に関する専門科目(音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち二以上を含む。)について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第三条第一項中「免許状の種類に応じ、同欄の」を削り、同条同項の表を次のように改める。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|------|--|-------------------------|
| 教免科許 | 教科に関する専門科目 | 最低修得単位数 |
| 国語 | 国語学(音言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 「漢文学、書道(書写を中心とする。)」 | 六又は四 八又は六 一六四六 |
| 社会 | 「日本史及び外国史(地理学(地誌を含む。)) 「社会学、政治学、経済学、宗教学」 | 二〇四二二六六 |
| 数学 | 代幾何学 統計学 測度学 | 一六二二四四四 |
| 理科 | 物理学(実験を含む。) 化学(実験を含む。) 生物学(実験を含む。) | 二〇五五五五 |
| 音楽 | ソルフェージュ 声楽(合唱を含む。) 器楽(合奏を含む。) 指揮法 音楽理論及び音楽史 | 六又は四 六又は四 一六二二四四二 |
| 美術 | 絵画(構成を含む。) 彫刻 デザイン(構成を含む。) 美術理論及び美術史 | 六又は四 六又は四 一六二二四四四 |
| 計 | | |

第十五条の表備考第二号中「または高等学校の教諭(仮免許状)」を削り、「教科に関する単位」を「教科に関する専門科目の単位」に改める。
 第十七条の表以外の部分中「小学校、中学校または幼稚園教諭の二級普通免許状及び」を削り、「十五単位若しくは三十単位」を「二十単位」に改め、同条の表の備考以外の部分を次のように改め、同表備考中「第一条」を「第二条」に改める。

| 受けようとする免許状の種類 | 最低修得単位数 | | | | |
|---------------|---------|------|---|---|---|
| | 一般教育 | 専門科目 | | | |
| 小学校教諭 | 二級普通免許状 | 二 | 七 | 二 | 七 |
| | 一級普通免許状 | 三 | 八 | 三 | 九 |
| 中学校教諭 | 二級普通免許状 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| | 一級普通免許状 | 三 | 四 | 三 | 三 |
| 高等学校教諭 | 二級普通免許状 | 三 | 四 | 三 | 三 |
| | 一級普通免許状 | 三 | 八 | 三 | 三 |
| 幼稚園教諭 | 二級普通免許状 | 二 | 七 | 二 | 七 |
| | 一級普通免許状 | 三 | 八 | 三 | 九 |

第十九条第一項の表を次のように改め、同条第三項中「(イ)の項に掲げる修得方法を除く。」を削る。

| 校長 | 免許状の種類 | 受けようとする免許状の種類 | 最低修得単位数 | |
|-----|--------|---------------|---------|------|
| | | | 一般教育 | 専門科目 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 四 | 四 | 四 | 四 | 四 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 八 | 八 | 八 | 八 | 八 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 一二 | 一二 | 一二 | 一二 | 一二 |
| 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 |
| 一六 | 一六 | 一六 | 一六 | 一六 |
| 一八 | 一八 | 一八 | 一八 | 一八 |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 二四 | 二四 | 二四 | 二四 | 二四 |
| 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 |
| 二八 | 二八 | 二八 | 二八 | 二八 |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 |
| 三二 | 三二 | 三二 | 三二 | 三二 |
| 三四 | 三四 | 三四 | 三四 | 三四 |
| 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 |
| 三八 | 三八 | 三八 | 三八 | 三八 |
| 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 |
| 四二 | 四二 | 四二 | 四二 | 四二 |
| 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 |
| 四六 | 四六 | 四六 | 四六 | 四六 |
| 四八 | 四八 | 四八 | 四八 | 四八 |
| 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 | 五〇 |
| 五二 | 五二 | 五二 | 五二 | 五二 |
| 五四 | 五四 | 五四 | 五四 | 五四 |
| 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 |
| 五八 | 五八 | 五八 | 五八 | 五八 |
| 六〇 | 六〇 | 六〇 | 六〇 | 六〇 |
| 六二 | 六二 | 六二 | 六二 | 六二 |
| 六四 | 六四 | 六四 | 六四 | 六四 |
| 六六 | 六六 | 六六 | 六六 | 六六 |
| 六八 | 六八 | 六八 | 六八 | 六八 |
| 七〇 | 七〇 | 七〇 | 七〇 | 七〇 |
| 七二 | 七二 | 七二 | 七二 | 七二 |
| 七四 | 七四 | 七四 | 七四 | 七四 |
| 七六 | 七六 | 七六 | 七六 | 七六 |
| 七八 | 七八 | 七八 | 七八 | 七八 |
| 八〇 | 八〇 | 八〇 | 八〇 | 八〇 |
| 八二 | 八二 | 八二 | 八二 | 八二 |
| 八四 | 八四 | 八四 | 八四 | 八四 |
| 八六 | 八六 | 八六 | 八六 | 八六 |
| 八八 | 八八 | 八八 | 八八 | 八八 |
| 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 |
| 九二 | 九二 | 九二 | 九二 | 九二 |
| 九四 | 九四 | 九四 | 九四 | 九四 |
| 九六 | 九六 | 九六 | 九六 | 九六 |
| 九八 | 九八 | 九八 | 九八 | 九八 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

第二十条第一項の表を次のように改める。

第二十一条第一項の表を次のように改め、同条第二項を削る。

3 前項の表の第四欄に掲げる単位の修得方法は、次の各号の定めるところによる。

一 療養の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭一級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「盲教育、盲心理、視覚生理及び病理」三単位以上及び療養に関する専門科目七単位以上

二 療養の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭二級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、盲教育二単位以上、盲心理二単位以上、視覚生理及び病理二単位以上及び療養に関する専門科目九単位以上

三 音楽の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭二級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、盲教育二単位以上、盲心理二単位以上、視覚生理及び病理二単位以上及び音楽に関する専門科目四単位以上

四 特殊技芸を担当する盲学校特殊教科教諭二級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、聾教育二単位以上、聾心理二単位以上、聴覚音声生理及び病理二単位以上及び「美術、工芸、被服」四単位以上

4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する中央委員会の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関に関しては第四章の規定を、第二項の表の第四欄に規定する中央委員会の認定する講習に関しては第五章の規定を、準用する。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 盲学校特殊教科助教諭免許状は、療養の教科にあつてはあん摩師免許、はり師免許及びきゆう師免許を有する者に、音楽の教科にあつては盲学校高等部の音楽専攻科を卒業した者に、教育職員検定により授与する。

2 聾学校特殊教科助教諭免許状は、理容の教科にあつては、理容師又は美容師の免許を有する者で、かつ、聾学校高等部の理容科の専攻科を卒業したも

の又は四年以上理容に関する実地の経験を有するものに、特殊技芸の教科にあつては、免許教科の種類に応じ、それぞれ聾学校高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者に、教育職員検定により授与する。

第七十条第一項の表第三欄中「社会局長」を「厚生局長」に改める。

附 則

1 この規則は、一九六五年十二月二日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育職員免許法の一部を改正する立法（一九六五年立法第十九号）（以下「改正法」という。）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）第六条別表第四、第五、第六、第七若しくは第八、同法附則第四項又は教育職員免許法施行法の一部を改正する立法（一九六五年立法第二十号）による改正前の教育職員免許法施行法（以下「旧施行法」という。）第五条第一項の規定により、上級免許状の授与を受けるために必要とする単位の全部又は一部を修得している者については、一九六七年三月三十一日までは、なお、従前の例によることができる。

3 改正法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 受けようとする免許状の種類 | 最低修得単位数 | |
|---|------------|------|
| | 一般教科 科目 | 専門科目 |
| 小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状 | 五 | 五 |
| 中学校教諭二級普通免許状 | 五 | 一〇 |
| 高等学校教諭二級普通免許状 | 一五 | 二五 |
| 中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習、水産実習若しくは船舶実習を担当する教諭の二級普通免許状 | | 五 |
| 養護教諭二級普通免許状 | 二 | 六 |
| 旧法の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の仮免許状を有する者が授与を受けようとする盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状 | | 二 |

備考 この表各項の単位の修得方法は、第一条から第十条までに定める修得方法の例にならうものとする。

4 前項の規定により、高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする者が、免許法第六条別表第四備考第六号の規定の適用を受けるものであるときは、第七十一条の規定を準用する。

5 改正法附則第五項の表備考第三号又は第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門科目五単元以上、教職に関する専門科目五単元以上とし、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

6 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、一般教育科目三〇単元以上、教科に関する専門科目五〇単元以上及び教職に関する専門科目一〇単元以上とし、一般教育科目、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第一条、第四条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

7 改正法附則第九項又は第十項若しくは第十一項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ第三項又は第五項に定める修得方法の例にならうものとする。

8 改正法附則第三項の規定により旧法第六条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別表第六に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第七に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者で、これらの学校の教諭(講師を含む)にならうとするものは、授与権者に願ひ出て所要資格を得たひねの証明を受けなければならない。

9 免許法第六条別表第四に規定する高等学校教諭一級普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、施行規則第四条第三項の規定にかかわらず、当分の間、中央教育委員会の主催又は認定する免許法認定講習における指定する科目若しくは、修得することを許可する大学の開設科目について修得することができる。

10 免許法第五条別表第一又は免許法第六条別表第四に規定する幼稚園教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、施行

規則第五条の規定にかかわらず、一九六七年三月三十一日までは、なお、改正前の修得方法によることができる。

中央教育委員会規則第二十六号

教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六五年十一月三十日
中央教育委員会

教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行規則(一九五九年中央教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項中「第六項」を「第五項」に改める。
- 第十一条及び第十二条を次のように改める。
- 第十一条及び第十二条 削除
- 第十三条第一項中「第二項」を「第一項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、一九六五年十二月二日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に教育職員免許法施行法の一部を改正する立法(一九六五年立法第二十号)による改正前の施行法第五条及び第六条の規定並びにこの規則による改正前の第十一条の規定により、上級免許状の授与を受けるために必要とする単位の全部又は一部を修得している者については、免許法第六条別表第四、第五、及び同法附則第四項の規定にかかわらず、一九六七年三月三十一日までは、なお、改正前の施行法第五条及び第六条並びにこの規則による改正前の第十一条の規定により各相当の免許状の授与を受けることができる。
- 3 施行法第二条第一項の規定による校長普通免許状、教育長普通免許状、指導主事普通免許状及び社会教育主事普通免許状の授与を受けようとする者の修得すべき単位については、第七条、第八条、第九条及び第十条の規定にかかわらず、当分の間、免許法施行規則第二十二條の表に規定するところにより、各相当の所要単位を修得することによつても、それぞれの免許状の授与を受けることができる。

中央教育委員会規則第二十七号

教育職員免許に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六五年十一月三十日

中央教育委員会

教育職員免許に関する細則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する細則（一九五九年中央教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 免許法第六条第二項別表第四により免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

小学校及び幼稚園の二級普通免許状から一級普通免許状になる場合

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 一〇 | 三 | 八 | 九 | 二〇 |
| 九 | 六 | 九 | 一〇 | 二五 |
| 八 | 八 | 一〇 | 一二 | 三〇 |
| 七 | 一〇 | 一二 | 一三 | 三五 |
| 六 | 一二 | 一四 | 一四 | 四〇 |
| 五 | 一五 | 一五 | 一五 | 四五 |

小学校及び幼稚園の臨時免許状から二級普通免許状になる場合

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 六 | 一〇 | 一〇 | 二五 | 四五 |
| 七 | 九 | 九 | 二二 | 四〇 |
| 八 | 七 | 九 | 一九 | 三五 |

中学校の二級普通免許状から一級普通免許状になる場合

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 一〇 | 三 | 一四 | 三 | 二〇 |
| 九 | 六 | 一五 | 四 | 二五 |
| 八 | 八 | 一八 | 四 | 三〇 |
| 七 | 一〇 | 二一 | 四 | 三五 |
| 六 | 一二 | 二三 | 五 | 四〇 |
| 五 | 一五 | 二五 | 五 | 四五 |

中学校の臨時免許状から二級普通免許状になる場合

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 六 | 一〇 | 二五 | 一〇 | 四五 |
| 七 | 九 | 二二 | 九 | 四〇 |
| 八 | 七 | 一九 | 九 | 三五 |
| 九 | 五 | 一七 | 八 | 三〇 |

高等学校の臨時免許状から二級普通免許状になる場合

| | | | | |
|----|---|----|---|----|
| 一〇 | 三 | 一四 | 八 | 二五 |
| 一一 | 二 | 一一 | 七 | 二〇 |

在職年数 一般教育科目 教科専門科目 教職専門科目 計

| | | | | |
|----|----|----|---|----|
| 一〇 | 三 | 一四 | 三 | 二〇 |
| 九 | 六 | 一五 | 四 | 二五 |
| 八 | 八 | 一八 | 四 | 三〇 |
| 七 | 一〇 | 二一 | 四 | 三五 |
| 六 | 一二 | 二三 | 五 | 四〇 |
| 五 | 一五 | 二五 | 五 | 四五 |

第六条の次に次の六条を加える。

第六条の二 免許法施行規則第十六条により小学校、中学校又は幼稚園教諭の
一級普通免許状若しくは高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする
場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

小学校及び幼稚園の二級普通免許状から一級普通免許状になる場合

在職年数 一般教育科目 教科専門科目 教職専門科目 計

| | | | | |
|---|---|----|----|----|
| 三 | 五 | 一〇 | 一〇 | 二五 |
| 四 | 三 | 八 | 九 | 二〇 |

中学校の二級普通免許状から一級普通免許状になる場合及び高等学校の臨時
免許状から二級普通免許状になる場合

在職年数 一般教育科目 教科専門科目 教職専門科目 計

| | | | | |
|---|---|----|---|----|
| 三 | 五 | 一五 | 五 | 二五 |
| 四 | 三 | 一四 | 三 | 二〇 |

第六条の三 免許法第六条第二項別表第七により養護教諭の二級普通免許状の
授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによ
る。

臨時免許状から二級普通免許状になる場合

在職年数 一般教育科目 教科専門科目 教職専門科目 計

| | | | | |
|---|---|----|---|----|
| 六 | 六 | 一八 | 六 | 三〇 |
| 七 | 四 | 一六 | 五 | 二五 |
| 八 | 二 | 一四 | 四 | 二〇 |

第六条の四 免許法附則(一九六五年立法第十九号)第五項による高等学校の
二級普通免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の
定めるところによる。

在職年数 一般教育科目 教科専門科目 教職専門科目 計

| | | | | |
|---|----|----|---|----|
| 五 | 一五 | 三五 | 五 | 四五 |
| 六 | 一二 | 二三 | 五 | 四〇 |
| 七 | 一〇 | 二一 | 四 | 三五 |
| 八 | 八 | 一八 | 四 | 三〇 |

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 一一〇 | 三〇 | 五〇 | 一〇 | 九〇 |
| 一一一 | 二八 | 四七 | 一〇 | 八五 |
| 一一二 | 二六 | 四五 | 九 | 八〇 |
| 一一三 | 二四 | 四二 | 九 | 七五 |
| 一一四 | 二三 | 三九 | 八 | 七〇 |
| 一一五 | 二二 | 三六 | 八 | 六五 |
| 一一六 | 二〇 | 三三 | 七 | 六〇 |
| 一一七 | 一八 | 三一 | 六 | 五五 |
| 一一八 | 一六 | 二八 | 六 | 五〇 |
| 一一九 | 一五 | 二五 | 五 | 四五 |
| 一二〇 | 一二 | 二三 | 五 | 四〇 |
| 一二一 | 一〇 | 二一 | 四 | 三五 |

第六條の五 免許法附則(一九六五年立法第十九号)第八項により、高等学校の臨時免許状から二級普通免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 在職年数 | 一般教育科目 | 教科専門科目 | 教職専門科目 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 一一〇 | 三 | 一四 | 三 | 二〇 |
| 一一一 | 六 | 一五 | 四 | 二五 |
| 一一二 | 八 | 一八 | 四 | 三〇 |
| 一一三 | 一〇 | 二一 | 四 | 三五 |
| 一一四 | 一二 | 二三 | 五 | 四〇 |
| 一一五 | 一五 | 二五 | 五 | 四五 |
| 一一六 | 一八 | 二八 | 五 | 五〇 |
| 一一七 | 二〇 | 三一 | 六 | 五五 |
| 一一八 | 二二 | 三三 | 六 | 六〇 |
| 一一九 | 二四 | 三五 | 七 | 六五 |
| 一二〇 | 二六 | 三六 | 七 | 七〇 |
| 一二一 | 二八 | 三八 | 八 | 七五 |
| 一二二 | 三〇 | 四〇 | 八 | 八〇 |
| 一二三 | 三二 | 四二 | 九 | 八五 |
| 一二四 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二五 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二六 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二七 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二八 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二九 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |
| 一二〇 | 三三 | 四三 | 九 | 九〇 |

第六條の六 免許法第六條第二項別表第四備考第七号の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。
高等学校の二級普通免許状から一級普通免許状になる場合

第六條の七 第六條から前条までの規定により免許状の授与を受けようとする者が、最低在職年数をこえる在職年数を有する場合の単位の配分については、第六條から前条までの規定にかかわらず、一単位の範囲において、一般教育科目、教科専門科目、教職専門科目の各部門の間で増減することができるものとする。
2 各部門の単位の修得方法は、免許法施行規則第一章の例にならうものとする。

附 則
この規則は、一九六五年十二月二日から施行する。

中央教育委員会告示第五十三号
 教育職員免許法(一九五八年立法第九十七号)第五条及び第六条等並びに教育職員免許法施行法(一九五八年立法第九十八号)第二条の規定により左記の者に教育職員免許状を授与したので教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。
 一九六五年十一月三十日

記

中央教育委員会

| 免 許 番 号 | 免 許 状 類 | 教 科 名 | 氏 名 | 本 籍 地 | 授 与 日 月 年 | 根 拠 規 定 |
|---------|---------|-------|-------|-----------------|-----------|-----------|
| 第52号 | 幼 二 普 | ／ | 名嘉 文子 | 島尻郡伊是名村字仲田17 | 65年11月15日 | 免許法第5条別表1 |
| 53 | 〃 | ／ | 城間 初子 | 中頭郡美里村美里376 | 〃 | 〃 第18条 |
| 86 | 小 二 普 | ／ | 下地 恵厚 | 八重山郡石垣市字石垣68 | 〃 | 免許法第6条別表4 |
| 328 | 小 一 普 | ／ | 野原 春子 | 島尻郡南風原村字喜屋武385 | 〃 | 〃 〃 |
| 329 | 〃 | ／ | 上里 真昭 | 八重山郡竹富町字波照間2857 | 〃 | 〃 〃 |
| 330 | 〃 | ／ | 奥平美代子 | 那覇市首里桃原町1丁目26 | 〃 | 〃 〃 |
| 331 | 〃 | ／ | 宮里 主英 | 国頭郡久志村字汀間64 | 〃 | 〃 〃 |
| 6 | 中 仮 | 職 業 | 前富里末子 | 八重山郡与那国町字与那国75 | 63年3月30日 | 免許法第9条 |
| 215 | 中 二 普 | 保健体育 | 仲地ヒサ子 | 那覇市若狭町2丁目56の1 | 65年11月15日 | 免許法第6条別表5 |
| 216 | 〃 | 職 業 | 桃原 文子 | 島尻郡南風原村字津嘉山68 | 〃 | 〃 第5条別表1 |
| 217 | 〃 | 社 会 | 安慶名 加 | 国頭郡本部町字浦崎82 | 〃 | 〃 第6条別表5 |
| 218 | 〃 | 教 学 | 上間 稔 | 島尻郡具志川村字島島1148 | 〃 | 〃 |
| 416 | 中 一 普 | 職 業 | 佐久本興福 | 那覇市高橋町2丁目28番地 | 〃 | 免許法第18条 |
| 417 | 〃 | 社 会 | 島袋 正雄 | 八重山郡竹富町字小浜29 | 〃 | 〃 |
| 452 | 高 二 普 | 工 業 | 平良 繁 | 那覇市住吉町2184 | 〃 | 免許法第5条別表1 |
| 453 | 〃 | 工 業 | 嘉陽 宗儀 | 中頭郡美里村字美里1462 | 〃 | 〃 第18条 |

| | | | | | | |
|-------|-------|----|-------|----------------|-----------|--------------|
| 454 | 〃 | 国語 | 中山 玲子 | 那覇市高橋町1の20 | 65年11月15日 | 〃 第18条 |
| 455 | 〃 | 商業 | 佐久本興鴻 | 那覇市高橋町2丁目28 | 〃 | 〃 |
| 456 | 〃 | 社会 | 島袋 正雄 | 八重山郡竹富町字小浜29 | 〃 | 〃 |
| 69 | 高一普 | 理科 | 古堅 宗喜 | 国頭郡本部町字東146 | 〃 | 免許法第6条別表4 |
| 1 | 社会教育主 | 〃 | 大城徳次郎 | 国頭郡国頭村字辺土名988 | 〃 | 免許法施行法第2条第一項 |
| 3 | 指導主事 | 〃 | 渡久地 繁 | 国頭郡恩納村字名嘉真65 | 〃 | 免許法施行法第2条 |
| 4 | 〃 | 〃 | 比嘉 善清 | 国頭郡名護町字喜瀬61 | 〃 | 〃 |
| 21 | 校長二普 | 〃 | 比嘉 善清 | 国頭郡名護町字喜瀬61 | 〃 | 〃 |
| 13 | 校長一普 | 〃 | 平田 喜長 | 島尻郡佐敷村字佐敷15 | 〃 | 免許法施行法第2条第一項 |
| 14 | 〃 | 〃 | 大城徳次郎 | 国頭郡国頭村字辺土名988 | 〃 | 〃 |
| 48 | 小 仮 | 〃 | 砂川 浄子 | 宮古郡平良市字西里526 | 62年12月31日 | 免許法第15条 |
| 1,111 | 小一普 | 〃 | 名嘉 文子 | 島尻郡伊是名村字仲田17 | 59年4月1日 | 〃 |
| 1,564 | 中一普 | 家庭 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 1,069 | 高二普 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 101 | 中二普 | 職業 | 山城 広子 | 那覇市上之蔵町2丁目20 | 61年3月31日 | 〃 |
| 40 | 高 仮 | 商業 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 860 | 中一普 | 英語 | 中山 東 | 中頭郡具志川村字田場1150 | 59年4月1日 | 〃 |
| 63 | 高一普 | 〃 | 〃 | 〃 | 60年9月30日 | 〃 |

琉球電信電話公社事項

琉球電信電話公社公示第7号

琉球電信電話公社法 (1958年立法第71号) 第64条および電信電話債券規則第 (1959年規則第98号) 第11条の規定により 第4回電信電話債券の発行について次のとおり公告する。

1965年11月30日

琉球電信電話公社

総裁 新 里 善 福

- 1 電信電話債券の総額 1,000,000円
- 2 各電信電話債券の金額 10円、100円、1,000円の3種とする。
- 3 電信電話債券の利率 年7分
- 4 電信電話債券の償還の方法および期限
本債券の元金は、1966年1月5日から1968年1月5日まで償還し、その後毎年

- A号については1969年1月5日
- B号については1970年1月5日
- C号については1971年1月5日
- D号については1972年1月5日
- E号については1973年1月5日

に発行総額の各々20%づつ償還する。償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。1968年1月6日以降は、何時でもその全部または一部を繰り上げ償還し、または買入消却することができる。

5 利息支払の方法および期限

本債券の利息は、その発行日の翌日から償還期日までつけ、毎年7月5日および1月5日の2回に各その日までの前半年分を支払う。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。

6 電信電話債券の発行価額 額面発行とする。

7 電信電話債券の募集の委託会社 琉球銀行

公 告

土地建物取引業者の営業保証金還付公告

一九六五年十一月三十日

法務局長 久 貝 良 順

左記の者は一九六五年十一月五日土地建物取引業者を廃業し一九六五年十一月十九日土地建物取引業者の営業保証金の取りもどしの申請があったから左記の者との取引に關し生じた債権を有する者は、本公告後六カ月以内にその債権額および債権発生の原因たる事実並びに住所氏名を記載した申請書二通を法務局長あて提出し還付の請求をして下さい。

記

名 稱 合資会社那覇住宅

代表者氏名 金城 英 吉

代表者住所 那覇市首里儀保町二の二三

事務所所在地 浦添村字勢理客二

取引主任者氏名 宮 里 政 林

登録年月日 一九六四年十一月六日

登録番号 第八六号

営業保証金の額 参百弗

労働者災害補償保険法施行規則(一九六三年規則第六十八号) 第十一条第二項の規定に基づき労災保険指定病院を次のとおり指定する。

一九六五年十一月三十日

厚生局長 山 川 宗 英

| | | | |
|---------|------------------|-------|-------------|
| 指定医療機関名 | 診療科名 | 開設者名 | 所 在 地 |
| 信賢 医院 | 内科 小児科 レントゲン科 | 大浜 信賢 | 石垣市字登野城八六 |
| 仲地外科医院 | 内外科 耳鼻科 | 仲地 紀仁 | 那覇市崇元寺町一ノ五二 |

一九六四年審第十六号

裁 決 書

機船多良間丸乗揚事件

沖縄県平良市字西里二百六十六番地

受審人 新 垣 勇 吉

明治四十一年九月二十五日生

右の事件について、当海難審判庁は、海難審判庁理事官上江田広吉が関与して審理をとり、次のとおり裁決する。

主 文

本件乗揚は、受審人新垣勇吉の運航に關する職務上の過失によつて発生したものである。

新垣勇吉の内種船長の業務を一月停止する。

理 由

船 種 船 名 機船多良間丸

船 籍 港 平良市

船 船所有者 平良惠章外四人

船 船 船主 数 六十五人

職 名 船長

海 技 免 状 内種船長 免状

事件発生の日、時刻及び場所

一九六四年六月二十八日午前九時三十分

多良間港内

本船は、平良多良間間に就航する木造貨客船であるが、平良港において、船客五名、貨物約七トンを載せ、受審人新垣勇吉以下八名が乗り組み、船首一・四〇メートル、船尾二・二〇メートルばかりの喫水で、一九六四年六月二十五日午前十一時三十分同港を発し、同日午後四時ころ多良間港(通称)港外に到着仮泊し、はしけを使用して船客及び積荷をおろし、翌二十六日午前七時三十分ころの高潮時を利用して、同港内奥部の多良間棧橋に係留した。これよりさき、多良間港は、多良間島を囲んで拡張した環礁内の北部にあつて、同環礁の中に、僅かに小型船の出入できる狭い開口部分が港口で、同口を境に環礁内を港内、環礁外を港外と称しているが、港内水路は、多良間島三十三メートル頂からほぼ北東

微東二分の一東（磁針方位、以下同じ。）千メートルばかりの地点に設けてある多良間棧橋からは北北東、北東及び東に曲折突出した全長約五百メートルの防砂堤に沿うようにして、自然にできたもので、一般的に水深が浅く、また、台風の際には、風浪に暴露される場所である。受審人は、一九六二年三月本船の船長として執職以来、かつて二回ばかり、夏季の大潮の高潮時を見計らって、前示棧橋に係留したことがあったが、それ以外は、本船の喫水を考慮し、港内奥部に進入することは危険と認めて、港口附近に停泊したものである。受審人は、船客五名と海亀の生体約五匹などを、前示棧橋に係留したまま積み込み、船首一・四〇メートル、船尾二・二〇メートルばかりの喫水で、翌々二十八日午前九時ころ前示棧橋をかいらんし、甲板長仲村清長を船首見張りに立てて、機関を微速力にかけ、港口に向かう水路内を進航中、同時三分ころ、同棧橋から百八十メートルばかり進航したころ、同水路ぎわの浅所（底質砂）に船尾船底を乗り揚げた。（以下、第一回乗り揚げという。）受審人は、機関を種々に使用して、同時二十分ころ、自力離州に成功したが、当時潮が引きはじめだったので、急いで港外に出ようと思ひ、機関を全速力前進にかけ、ところどころで底触しながら水路をたどって、しいて統航中、第一回乗り揚げ地点から二百三十メートルばかり進行したところで、船首前方の暗礁を避けるため、機関を半速力前進に令するとともに、左舵一ぱいをとつたが、船尾が底触したため舵効がなく、同時三十分、多良間島三十三メートル頂から北東微東四分の一東約六百メートルの地点の暗礁に、船首をほぼ北東微東に向けて乗り揚げた。（以下、第二回乗り揚げという。）当時天候は晴で、東北東の和風が吹き、潮候は、下げ潮の初期であった。受審人は、乗り揚げと同時に機関を全速力後進にかけ、その後これを種々に使用して離礁を試みたが成功しないので、はしけで船客及び積荷をおろしたのち、前示防砂堤突端部の係柱に、径約二十五ミリメートル（以上、ミリという。）のワイヤロープを結びつけ、これを張り合わせながら機関を全速力後進にかけたが、離礁できず、多良間製糖工場から、空ドラム缶五十本ばかりを借り受け、同日午後三時ころの低潮時を利用してこれを船体に固縛し、翌二十九日朝の高潮時に、浮上離礁を試みたが、なおも離礁しないので、次期大潮の高潮時を待つことに決意して待機した。こえて七月二日午後三時、ラサ島の南東方およそ百八十キロの海上、北緯二十二度五十五分、東経百三十一度五十分には、台風第五号ベティが発生し、発生当時の同台風の中心気圧は、九百九十八ミリバール、中心附近の最大風速

は、一秒間二十メートル（以下風速は、一秒間である。）程度であったが同台風は、次第に発達しながら西に進み、翌三日午前九時には、中心気圧が九百八十六ミリバール最大風速は三十三ミリメートルに達した。その後同台風は、進路を西北西ないし北西にかえて進み、翌々四日午後零時二十四分、宮古島の南西方約二十キロのところを通過し、宮古島と多良間島との間を北西に進み、その後は幾分衰えながら東支那海を北西進し、華南東岸を経て北東方に転向し去った。なお、同台風の暴風半径は、百五十キロで、宮古島の近くを通過した四日は、ちようど台風の最盛期にも当たっていたため、同島における最大瞬間風速は、同日午前十時三十七分、北東の五五・八メートル、最大風速は、同十一時七分に東北東の三八・三メートルと観測された。受審人は、七月二日午後十時三十分琉球気象台発表の台風情報第一号を船内ラジオで聴取し、同台風は風速二十メートル程度であるから、同台風の影響による高潮では、本船の浮上離礁が可能かも知れないと安易に考えていたが、その後同台風情報が、翌三日午前十一時に第二号、同日午後十時十分第三号、翌々四日午前五時三十分第四号と次々に発表されるに及んで初めて台風による危険を感じ、同日午前六時ころから左舷船首二点及び三点ばかりに径約七十五ミリのマニラロープを各一本、四メートルばかり延べ出し、これにいずれも重さ六十キログラムの錨をつけ、右舷船首二点ばかりに径約二十五ミリのワイヤロープ一本を、同じく三点ばかりに径約七十五ミリのマニラロープを各四メートルばかり延べ出し、いずれも重さ六十キログラムの錨をつけ、左舷船尾三点ばかりに径約七十五ミリのマニラロープ一本を、右舷船尾二点及び三点ばかりに径約七十五ミリのマニラロープ各一本を、いずれも四十メートルばかり延べ出し、これらに重さ約五十キログラムの錨をそれぞれつけて投げ、台風対策を終了した。

その後、突風、しゅう雨が激しくなったので、同八時ころ、受審人は、乗組員全員に退船を命じ、自らも陸上で待機した。かくて宮古島は、同十一時五十分から同日午後零時十分まで、台風眼に入り、多良間島に接近した同一時ころから同三時ころまで、同島では北西ないし北北西の猛烈な暴風雨となり、同三時三十分、水納島の北東方十五キロばかりの海上を通り、北西に進むにしたがつて風勢もしいに衰えてきたので、同七時ころ、受審人は、乗組員とともに前示棧橋にいたり、本船が前示乗り揚げ地点にないことを初めて知り、乗組員とともに探索したところ、多良間島三十三メートル頂から東二分の一北約二千メートルの地点の海岸に打ち揚げられ、横転している本船を発見した。

その結果、船体は大破して再用不能となったが、機関は揚収した。右の事実中多良間丸が、平良港を発した後多良間港内において乗り揚げ、のち台風第五号ベティーによって大破するまでの経過については、受審人新垣勇吉提出の海難報告書、海難審判庁理事官天久朝政の新垣受審人に対する質問調査中の供述記載、当海難審判庁の検査調査、琉球気象台及び宮古島測候所の気象資料並びに同受審人の当廷における供述により証拠は十分である。

多良間丸が、平良港を発した点及びその日時、船客、貨物の数量、当時の喫水については、海難報告書中の記載及び受審人の当廷における供述により、多良間港外に到着し仮泊した点及びその時刻、同所において、はしけによって船客及び積荷をおろした点、翌朝の高潮時を利用して多良間港橋に保留した点については、受審人の当廷における供述により、多良間港及び同港内水路の状況については、検査調査中の記載により、受審人が一九六二年三月以来かつて二回ばかり、夏季の大潮の高潮時を見計らって、前示橋橋に保留したことがあったが、それ以外は、本船の喫水を考慮し、同港内奥部に進入することは危険と認めて港口附近に停泊した点については、受審人の当廷における供述により、多良間港橋をかいらした点及びその日時については、質問調査中の供述記載及び海難報告書中の記載並びに受審人の当廷における供述により、同橋橋に係留したままで貨客を積み込んだ点、発航当時の喫水、進航模様については、受審人の当廷における供述により、水路きわの浅所に乗り揚げた点及びその時刻については、質問調査中の供述記載及び海難報告書中の記載並びに受審人の当廷における供述により、第一回乗り揚げ地点については、検査調査中の記載により、第一回乗り揚げ後自力離州に成功した点及びその時刻、離州するまでの機関使用の模様、当時潮が引きはじめていたので、急いで港外に出ようと思つた点、ところどころで底触しながら水路をたどって、しいて続航した点、船首前方の暗礁を避けるため、半速力前進に令するとともに左舵一ばいをとつたが船尾が底触したため舵効がなかった点及び乗り揚げ時の船首方位については、受審人の当廷における供述により、第二回乗り揚げをした点及びその時刻については、海難報告書中の記載及び質問調査中の供述記載により、第二回乗り揚げ地点については、検査調査中の記載により、天候風潮については、質問調査中の供述記載、海上保安庁行の潮汐表及び受審人の当廷における供述により、第二回乗り揚げ後、離礁しなかつたので、次期大潮の高潮時を待つことに決意した点については、海難報告書中の記載及び受審人の当廷における供述により、

台風第五号ベティーが発生した点及びその後の同台風の勢力、動向については、琉球気象台の気象資料により、同台風情報第一号を船内ラジオで聴取した点、台風の影響による高潮で、本船の浮上離礁が可能かも知れないと安易に考えていた点、四日の台風情報が発表されるに及んで初めて危険を感じた点、同日午前六時ころから台風対策をとつた点及び船固めの模様、突風、しゅう雨が激しくなつたので、同八時ころ、乗組員全員に退船を命じ、自らも陸上で待機した点、同日午後七時ころ橋にいたり、本船が前示乗り揚げ地点にないとを初めて知つた点、海岸に打ち揚げられ、横転している本船を発見した点、船体は大破して再用不能となったが、機関は揚収した点については、質問調査中の供述記載及び受審人の当廷における供述により、横転している本船の位置は、検査調査中の記載及び受審人の当廷における供述により、宮古島が台風眼に入つた点、その時刻水納島の北東方海上を通りその後風勢がしだいに衰えた点については、宮古島測候所の気象資料により、台風が多良間島に接近して猛烈な暴風雨となつた点及びその時刻風向については、海難報告書中の記載、宮古島測候所の気象資料及び受審人の当廷における供述を総合し、いずれもこれを認めた。本件乗揚は、海難審判法第二条第一号に該当し、受審人新垣勇吉が、水深の浅い多良間港において、本船の喫水を深く顧慮することなく、しいて港内奥部に進入した同人の運航に関する職務上の過失によつて発生したものである。

受審人新垣勇吉の所為に対しては、海難審判法第四条第二項の規定により、同法第五条第二号を適用して、同人の内種船長の業務を一月停止する。

よつて本文のとおり裁決する。

一九六五年十月十七日

海難審判庁
 審判長 審判官 大 兵 長 栄
 審判官 金 城 善 四 郎
 審判官 平 良 惠 徳

一九六五年十一月十六日づけ公報定期第九十一号登載の「一般海岸局の一括呼出しを行なう時刻及び周波数について」中次のとおり誤り。

| | | | | |
|-----|---|----|----------|----------|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 2 | 下 | 12 | 毎奇数零分 | 毎奇数時零分 |
| 2 | 下 | 13 | A一 一三八〇六 | A一 一三〇八六 |